

## 業務等委託契約書の条項

### （総則）

第 1 条 発注者及び受注者は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていないものがあるときは、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

### （権利義務の譲渡等）

第 2 条 受注者は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は会計規則（平成 17 年南伊勢町規則第 55 号）第 32 条に基づき、支出命令権者が会計管理者又は出納員に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

### （秘密の保持）

第 3 条 受注者は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### （一括再委託の禁止）

第 4 条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

### （再委託の事前承諾）

第 5 条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3 第 1 項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

### （履行体制の把握）

第 6 条 受注者は、第 5 条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第 5 条第 2 項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数

段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（監督員）

第 7 条 発注者は、受注者の業務の履行について監督を行う担当職員（以下「監督員」という。）を定め、書面によりその官職又は氏名等を受注者に通知しなければならない。

- 2 監督員は、他の条項に定めるもののほか、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、受注者又は第 8 条第 1 項に規定する業務管理責任者に対する指示を行う。
- 3 監督員は、業務の履行について、日々確認をしなければならない。

（業務管理責任者）

第 8 条 受注者は、受注者に替って業務を履行する現場従業員を指揮監督する業務管理責任者（以下「業務管理責任者」という。）を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。また、変更したときも同様とする。

- 2 発注者又は監督員は、業務管理責任者又は現場従業員が業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対しその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（委託業務の調査等）

第 9 条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

（支給品及び貸与品）

第 10 条 発注者から受注者へ支給する材料（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、規模、引渡時期及び引渡場所は、仕様書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督員は、支給品又は貸与品を受注者の立会いのうえ検査して引渡さなければならない。
- 3 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者又は監督員に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 5 受注者は、自己の故意又は過失により支給品又は貸与品が滅失若しくはき損し、又は返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又

は損害を賠償しなければならない。

（業務内容の変更等）

第 1 1 条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、期間又は業務委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の請求による期間の延長）

第 1 2 条 天災その他の不可抗力、又はその他受注者の責めに帰することができない理由により期間内に業務を完了することができないときは、受注者は、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 1 3 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合には、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第 1 4 条 受注者は、災害防止等のために特に必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置について、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

3 第 1 項の措置に要した経費のうち、発注者と受注者とが協議して業務委託料に含めることが不適當であるとされた経費は、発注者がこれを負担する。

（検査及び引渡し）

第 1 5 条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を発注者に引渡さなければならない。

（業務委託料の支払い）

第 16 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により、前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第 17 条 受注者の責めに帰する理由により、期間内に委託業務を完了することができない場合において、期間経過後相当の期間内に完了する見込があると認めたときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して期間を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、頭書の業務委託料から既に完了した業務委託に相応する委託料を控除した額に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第 16 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を受注者に支払わなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 18 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命

令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を発注者に支払わなければならない。

#### （発注者の解除権）

第 19 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 その責めに帰すべき理由により、委託業務の履行ができないと認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

三 この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと発注者が認めたとき。

四 災害その他やむを得ない理由以外の理由により契約の解除を申出たとき。

五 「南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「南伊勢町建設工事等資格（指名）停止措置要領」に基づく資格（指名）停止措置を受けたとき。

六 第 21 条第 1 項の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。

3 発注者は、第 1 項の規定により契約を解除したときは、委託業務の終了した部分を確認し、相応する業務委託料を支払わなければならない。

4 第 1 項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、契約金額の 10 分の 1 を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

第 20 条 発注者は、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第 1 項の規定により契約を解除した場合には、発注者は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の解除権）

第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 第 11 条第 1 項に規定する協議が整わないとき。

二 天災その他の不可抗力により契約の履行が不可能となったとき。

三 発注者が契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったとき。

2 第 19 条第 3 項及び前条第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（解除に伴う措置）

第 22 条 契約が解除された場合においては、受注者は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第 10 条第 1 項の規定による支給品、貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。

3 前項の場合において当該支給品、貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第 23 条 第 19 条の場合において、発注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して契約保証金又は第 19 条第 4 項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

（債権債務の相殺）

第 24 条 発注者は、この契約により受注者から発注者に支払うべき債務が生じたときは、売買代金と相殺することができる。この場合において、受注者の支払うべき金額が発注者の支払うべき金額を超過するときは、受注者は、その不足額について発注者の指示するところによりこれを納入しなければならない。

（紛争の解決）

第 25 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議がとれない場合、その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争が生じた場合には、発注者と

受注者とが協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

（管轄裁判所）

第 26 条 この契約に関する訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（補則）

第 27 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。